

門真市附属機関に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 門真市住居表示審議会規則（昭和39年規則第11号）

(2) 門真市医療事故調査委員会規則（昭和51年門真市規則第13号）

(3) 門真市交通問題対策協議会規則（昭和52年門真市規則第23号）

(4) 門真市予防接種健康被害調査委員会規則（昭和53年門真市規則第3号）

(5) 門真市個人情報保護審議会規則（平成12年門真市規則第38号）

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項に掲げる規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、それぞれこの規則の規定により委員として引き続き在任するものとし、その任期は、別表の任期の欄に掲げる任期にかかわらず、前項の規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。

4 この規則の施行の際現に附則第2項に掲げる規則の規定により定められた会長等又は副会長等である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条第1項の規定により会長等又は副会長等として定められた者とみなす。

別表（第2条—第4条関係）

名称	組織	委員の	委員の構成	委員の任期	庶務担当
----	----	-----	-------	-------	------

		定数			機関
門真市建設事業再評価委員会	委員長	5人以内	学識経験者	委嘱の日から当該事業の評価を終了する時まで	総合政策部企画課
門真市第5次総合計画施策評価委員会	委員長 副委員長	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	1年	総合政策部企画課
門真市個人情報保護審議会	会長 副会長	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民の代表	2年	総務部法務課
門真市市民公益活動事業審査会	会長 副会長	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民公益活動に関する専門的知識を有する者 (3) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該事業の審査及び選定を終了する時まで	市民部地域活動課
門真市カドマイスター認定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 中小企業診断士 (3) 商工業団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 本市の職員	2年	市民部産業振興課
門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 中小企業診断士 (3) 商工業団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該事業の審査及び選定を終了する時まで	市民部産業振興課

門真市認定農業者認定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1) 農業団体を代表する者 (2) 門真市農業委員会を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 本市の職員	2年	市民部産業振興課
門真市子ども・子育て会議	委員長 副委員長	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 地域福祉団体等を代表する者 (4) 市民団体を代表する者 (5) 保護者の代表 (6) 事業者を代表する者 (7) 労働者を代表する者 (8) 子育て関係事業の実施に関係のある者 (9) 市民の代表 (10) 関係行政機関の職員	2年	健康福祉部福祉政策課
門真市社会福祉法人設立認可等審査会	会長 副会長	4人以内	(1) 学識経験者 (2) 弁護士 (3) 公認会計士 (4) 本市の職員	2年	健康福祉部福祉政策課
門真市地域福祉計画審議会	会長 副会長	17人以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 地域福祉団体等を代表する者 (4) 商業団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 市民の代表 (7) 関係行政機関の職員	委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	健康福祉部福祉政策課
門真市地域福祉計画推進協議会	会長 副会長	15人以内	(1) 地域福祉団体等を代表する者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 市民の代表	5年	健康福祉部福祉政策課

			(4) 本市の職員		
門真市医療事故調査委員会	委員長	12人以上	(1) 医療団体を代表する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 本市の職員	2年	健康福祉部健康増進課
門真市健康増進計画・食育推進計画審議会	会長 副会長	14人以上	(1) 学識経験者 (2) 保健・医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 地域団体を代表する者 (5) 教育団体を代表する者 (6) 関係団体を代表する者 (7) 市民の代表 (8) 関係行政機関の職員 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	健康福祉部健康増進課
門真市予防接種健康被害調査委員会	委員長	7人以上	(1) 大阪府知事が推薦した医師 (2) 医療団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 本市の職員	2年	健康福祉部健康増進課
門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	健康福祉部子ども課
門真市母子家庭等自立促進計画審議会	会長 副会長	8人以上	(1) 学識経験者 (2) 福祉団体を代表する者 (3) 市民団体を代表する者 (4) 関係団体を代表する者 (5) 市民の代表	委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	健康福祉部子ども課

			(6) 関係行政機関の職員		
門真市敬老会 事業委託事業 者及び長寿祝 品等選定委員 会	委員長	6人以 内	(1) 福祉団体を代表する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 本市の職員 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める者	委嘱又は任 命の日から 当該委託事 業者及び祝 品等の選定 を終了する 時まで	健康福祉 部高齢福 祉課
門真市高齢者 保健福祉計画 審議会	会長 副会長	15人以 内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 市民団体を代表する者 (5) 市民の代表 (6) 関係行政機関の職員	委嘱の日か ら当該諮問 に係る答申 が終了する 時まで	健康福祉 部高齢福 祉課
門真市養護老 人ホーム入所 判定委員会	委員長 副委員長	10人以 内	(1) 医師 (2) 福祉施設を代表する者 (3) 本市の職員 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める者	1年	健康福祉 部高齢福 祉課
門真市廃棄物 処理業務委託 事業者選定委 員会	委員長 副委員長	8人以 内	(1) 学識経験者 (2) 弁護士 (3) 本市の職員	2年	環境事業 部環境政 策課
門真市交通問 題対策協議会	会長 副会長	20人以 内	(1) 学識経験者 (2) 交通運輸関係団体を代表する者 (3) 市民団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員	2年	都市建設 部まちづ くり課
門真市住居表 示審議会	会長 副会長	20人以 内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員	1年	都市建設 部まちづ

			(3) 関係行政機関の職員 (4) 市民の代表		くり課
門真市水道事業経営審議会	会長 副会長	15人以 内	(1) 学識経験者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 商工業団体を代表する者 (4) 関係団体を代表する者 (5) 市民の代表 (6) 関係行政機関の職員	委嘱の日か ら当該諮問 に係る答申 が終了する 時まで	水道局総 務課
門真市青少年問題協議会	会長 副会長	20人以 内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 本市の職員	2年	教育委員 会事務局 生涯学習 部地域教 育文化課